2013年6月定例会知事提出議案、議員提出議案、請願についての討論

2013年7月3日・長谷部淳県議

日本共産党の長谷部淳です。

日本共産党を代表し、知事提出議案第19号に反対、および継続案件であった議員提出議案第139号・142号・145号は可決、ならびに請願144号・147号・148号は採択の立場で意見を述べさせていただきます。

最初に請願144号「年金2.5%削減の中止を求める意見書の提出について」およびこれに基づく議員提出議案第139号についてです。これは昨年11月16日、十分な国会審議もないまま、年金を3年間で2.5%削減し、基礎年金国庫負担引き上げに消費税増税を充てることにし、今年10月施行を決めたことの中止を求めるものです。

いうまでもなく年金制度は高齢者の生活の根幹にかかわる問題です。この間、介護保険料や国保税、後期高齢者医療保険料など社会保険料の引き上げや増税などで生活にあてることのできる年金額は大きく目減りしているのが実態です。しかも、すでに物価スライドで年金は年々下がっており、これ以上の引き下げと消費税増税という連続負担増に高齢者は耐えられません。

目減りに加えて、削減が実施されれば、たとえば夫婦2人で月25万円程度の年金を受給する世帯では、再来年には今より7万円を超える減額となり、まさに血も 涙もない減額というほかありません。

まして、福島県は、震災と原発事故により、いまだ15万人を超える避難生活者がおり、農業・漁業・観光その他のなりわいの復興もままならない深刻な生活苦の真っ只中です。

そしてまた、今月から、パン、マヨネーズ、ハム、ソーセージなど食料品をはじめ暮らしに欠かせない幅広い生活必需品が値上がりです。投機とバブルをあおるアベノミクスの毒矢が暮らしを直撃しています。

こんな時にアベノミクス5本目の毒矢である年金削減を実施すれば、4本目の毒矢の消費税の増税とも重なって、高齢者の暮らしばかりか地域住民の生活はより困難になり、震災関連死のさらなる増加や餓死、孤立死など、悲惨な結果を招くことは十分に予想されることです。さらに、年金収入の減少が地域経済にも影響を及ぼし、不況をいっそう深刻にし、「福島の再生」を遅らせることにもなります。

アベノミクスの正体はここにあります。年金削減は中止すべきです。

次に、請願147号「公的保育制度の堅持を求める意見書の提出について」およびこれに基づく議員提出議案142号についてです。

もともとこれらは、2006年の第165回臨時国会、翌07年の第166回通常国会、さらに08年の第169回通常国会で衆参両院が全会一致で採択している「現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める請願書」に基づくものです。

ところが国は、公立保育所運営費などの一般財源化を進め、自治体に負担を強いてきました。さらに、昨年成立し、再来年10月に本格施行予定の子ども・子育て関連法は、これまでの公的保育制度を大きく変え、国と自治体の保育の責任をさらに後退させる恐れがあるものです。ここにもアベノミクス5本目の毒矢が放たれるわけです。

衆参両院が全会一致で採択した請願書では、「保育の公的責任を後退させる保育所への直接入所方式の導入」をやめること、「保育所の『最低基準』は廃止・切り下げをするのではなく、抜本的に改善」すること、「保育に要する費用は国と自治体が責任をもって負担し、いっそうの拡充」をはかることを求めています。これを福島県議会が否決する道理はありません。請願を採択し、議案を可決すべきです。

次に、請願148号「『義務教育費国庫負担金』の教職員給与費の2分の1国庫 負担への復元と制度拡充を求める意見書の提出について」および、これに基づく議 員提出議案145号についてです。

もともと教育は、自治体財政の状況によって格差が生じないように国が機会均等 を保障することが憲法で求められています。この要請に基づき1953年度に義務 教育費国庫負担制度が、教職員配置など教育条件の不均衡が生じないように制定されました。

ところが2006年度から、義務教育諸学校教職員の給与費にかかる国庫負担金が、国2分の1から3分の1に削減されたことにより、教職員給与費が、地方交付税に依存する度合いが高まりました。その一方での地方交付税の削減です。

福島県が全国に先駆けて実施した少人数学級はすべての都道府県に広まっています。子どもたち一人ひとりに目を向け、きめ細かな指導と教育活動を展開する条件として、この少人数学級が、保護者や子どもたちからも歓迎と評価が得られているからにほかなりません。

いま国がすべきなのは、教職員給与など教育条件整備を自治体まかせにするのでなく、OECD諸国の多くが実施している30人以下学級を実現するなど、教育条件の整備と拡充を図ることです。

よって義務教育費国庫負担2分の1復元と制度の充実を求める請願と議案は採択、可決すべきです。

最後に、知事提出議案第19号についてです。

県が行なう建設事業等に対する市町村の負担について、私たちが繰り返し指摘しているように、県が全額負担すべきです。市町村負担は義務ではありませんから、市町村を応援する広域自治体の県として、大震災で苦しんでいる市町村の負担撤廃こそ決断すべきです。

以上の理由から、知事提出議案第19号(県の行う建設事業等に対する市町村の 負担の追加および一部変更について)について反対、議員提出議案第139号・第 142号・第145号は可決すべき、また請願144号・147号・148号は採 択すべきことを表明し、討論を終わります。

以上